

若者・子育て世帯定住促進奨励金 Q & A

Q1、交付申請に期限はありますか？

A、住宅の取得日、転入（転居）した日のいずれか遅い日から6か月以内となります。申請期限を過ぎた場合は、交付できません。

Q2、市内業者とは？

A、法人市民税における法人登録のある法人（古河市に納税義務のある業者）及び市内に住所を有し、工事を行う個人。契約書等による書類審査のうえ判断します。

Q3、今年に住宅を取得し、私ひとりが住宅の所有者となっています。配偶者は昨年他市から初めて転入してきましたが、私は市内に元々住んでいました。対象となりますか？

A、本人またはその配偶者が住宅を取得した日から3年度以内に転入しているため、対象となります。

Q4、世帯構成の年齢、39歳以下・15歳以下とは、いつの時点ですか？

A、建売など購入の場合は契約日、新築の場合は新築年月日となります。

Q5、他市からいったん古河市内のアパートに転入し、1年後に市内に家を新築して引っ越しました。転入日や住宅の取得日は対象範囲ですが、奨励金の対象となりますか？

A、対象となります。

Q6、元々市内に住んでおり、去年の10月に他市に転出しましたが、今年4月に古河市へ再転入し、今年5月に住宅を取得しました。住宅を取得した日から3年度以内に転入したので、対象になりますか？

A、再転入の場合は、転出後1年以上経過して再転入された方が対象となります。この場合は、対象になりません。

Q7、奨励金の交付を受けた後、都合により2年後、転出することになりました。

A、5年未満の転出の場合は、その居住期間に応じて、すでに交付を受けた奨励金の一部を返還していただくことになります。

●その他 詳細については、下記へお問い合わせください。

問合せ先：古河市役所 シティプロモーション課

〒306-0291 古河市下大野2248番地 総和庁舎2階

電話：0280-92-3111

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで